



# 上尾市

# 農業委員会だより

第11号  
令和元年8月

編集・発行  
上尾市農業委員会

事務局  
上尾市本町三丁目1番1号  
電話 048-775-9694



アグリサポーター養成講座の実習の様子（上平 内田農園）



## 就任のあいさつ

上尾市農業委員会

会長 今川 修一

暑中お見舞い申し上げます。皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。さて、農業委員会は平成から令和への改元に先立ち4月3日に改選があり、11名の農業委員が任命され、9名の農地利用最適化推進委員が委嘱されました。20名で力を合わせ、上尾市の農業のさらなる発展のために尽力することを誓い、3年間の任期をスタートしたところです。

そして全国的に女性農業委員の活躍に注目が集まる中、当農業委員会においても、大石地区でトマト栽培をしている萩原農業委員と、平方地区で玉ねぎをメインに露地野菜や米を栽培している國嶋農地利用最適化推進委員のお二人の女性委員が就任されました。男性の多い農業委員会に、新たな風が吹き込まれることを期待しています。

上の写真は大字西門前の内田農園でのアグリサポーター養成講座の実習で、キウイフルーツの摘蕾を行っている様子です。アグリサポーター養成講座とは「市内の農業を応援したい」という思いを持つ市民が実習を受け、修了した方はボランティアとして農業者のお手伝いをするという事業です。

農業委員会としては、このような事業への協力をするとともに、農業をめぐる情勢に耳を傾け、農家の皆様に有益な情報を発信できるよう努めて参ります。ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介



## 上尾



●林 貞雄



●鈴木 圭一

## 原市



●黒須 邦昭



◆黒須 信明

## 平方



◎●今川 修一



○●新木 英男



◆松本 弘道



◆國嶋 亮子

## 大石



●藤波 貢



●萩原 直子



◆山岸 進



◆渋谷 清



◆田中 隆司

## 上平



●内田 栄作



●平野 修一



◆市村 英一



◆大塚 忠男

## 大谷



●秋池 堅司



●飯野 幹夫



◆吉澤 清

- ◎会長
- 会長代理
- 農業委員会委員
- ◆農地利用最適化推進委員

よろしくお願ひします。

# 農地パトロールを行います

農業委員会は、農地法第三十条第一項の規定に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを行っています。これは、荒廃が著しい農地や、無許可で農地以外に使用されている農地の早期の発見、解消等を目的に行うものです。

調査の結果、耕作されていない農地については、その所有者に対しその後の利用意向を調査し、「貸したい」「売りたい」農地をインターネットにより公表して農地として利用するように促します。

今年も8月から10月にかけて地区ごとに実施します。調査にあたっては、皆さまの所有地に立ち入る場合があります。調べるので、ご理解とご協力をお願いします。

パトロール実施者は、  
**緑色の帽子と緑色の腕章を**  
身に着けています



## 農地の適正な管理をお願いします

### ◆農地の埋め立てについて

農地に土を埋め立てる場合、農地法及び市のたい積条例に基づく手続きが必要です。

- ・埋め立てには形状や高さの制限があり、埋め立て後の作付計画などを含めた審査を行います。
- ・手続きを怠って埋め立てを行った場合、元の状態に戻していただくことになります。

### ◆農地の転用について

農地を農地以外にすることを農地転用と言い、農地法に基づく許可（市街化区域では届出）が必要です。

- ・手続きをせずに転用を行うと農地法違反となり、農地の状態に戻していただくことになります。
- ・また、計画しようとする農地転用ができなくなることがあります。その他、法人は1億円以下の罰金、個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられる場合があります。

### ◆耕作放棄地について

適正な管理をお願いします。

- ・雑草の種や病害虫の発生の原因になり、周辺の農地に迷惑を及ぼします。
- ・冬季に枯草となり周辺住民に火災の不安を抱かせます。
- ・不法投棄の温床になってしまいます。



### ◆農地の貸し借りについて

農地を貸し借りするには農地法や農業経営基盤強化促進法などに基づく手続きが必要です。

- ・法律に基づく手続きをしていない家庭菜園などの貸し借りは「ヤミ貸し」「ヤミ耕作」などと呼ばれトラブルの原因となるだけでなく、土地所有者が必要とする手続きができなくなることがあります。
- ・貸し借りを希望する際は農業委員会事務局または農政課（775-7384）にご連絡ください。

# 令和元年度 農業経営及び農地利用状況に関する調査(8.1調査)にご協力を!

毎年8月1日を基準に調査を実施しています。  
同封の記入例をご確認の上、ご記入をお願いします。

## 調査の目的

毎年、世帯員や農地などの状況を申告していただき、農業施策の推進・農地流動化(農地の貸借や売買等)の促進・各種証明書発行の際の基礎資料に役立てます。

## 調査対象者

農地を10アール(1,000㎡)以上所有している世帯  
または、生産緑地を所有している世帯

## 提出方法

同封の返信用封筒に入れ8月23日(金)までに農業委員会事務局へ押印のうえ返送してください。提出された調査票は、台帳としてそのまま使用しますので、破いたり汚したりせず、二つ折りのまま返送してください。

なお、「貸したい」「売りたい」意向があり、公開に同意いただいた農地につきましては「買いたい」「借りたい」意向がある方に一覧として公開します。  
※氏名・住所は公開されません



## アグリサポーター受け入れ農家を募集します

表紙の会長あいさつにもありましたがように、新たにアグリサポーター育成事業がはじまりました。

現在、10月までの期間で露地野菜と果樹の2つのコースに分かれて研修中です。

アグリサポーターの受け入れを希望する方は、同封しましたチラシ「アグリサポーター受け入れ農家を募集します!」をご覧ください。農政課(775-7384)にご連絡ください。

加入しましょう!

## 収入保険制度 農業共済制度

収入保険制度は、農業をされている方の経営努力では避けられない、自然災害や農産物の価格の低下などで売上が減少した場合に、その減少分の一部を補償する制度です。

また、従来の農業共済制度も加入方法が見直しされました。  
詳しくは農業共済組合にお問い合わせください。

加入しましょう!

## 農業者年金

◆年間60日以上農業に従事する60歳未満の方で、国民年金第1号被保険者の方(国民年金の保険料納付免除者を除く)であれば、どなたでも加入できます。

◆少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金です。

◆保険料は自由に決めることができます。

◆終身年金です。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります。

◆税制面の優遇措置があります。  
◆保険料の国庫補助があります。

詳しくは(独)農業者年金HP  
(<http://www.nounen.go.jp>)  
をご覧ください

埼玉県農業共済組合  
NOSA I 埼玉 上尾支所  
上尾市大字西門前523-1  
☎ 779-6911

